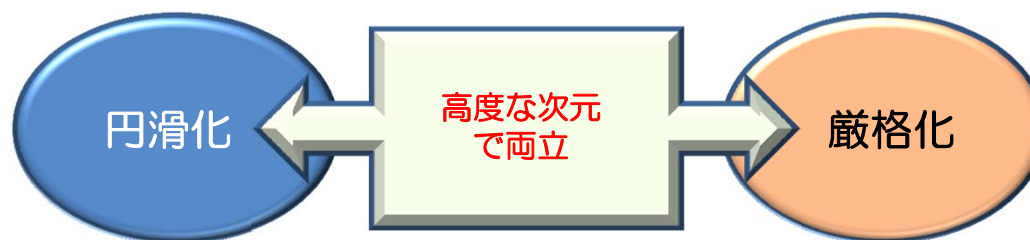


出入国審査について

平成29年3月
法務省入国管理局

出入国審査に係る喫緊の重要課題

「2020年に訪日外国人旅行者4000万人」，「2020年東京オリンピック・パラリンピック」に向けて，テロの未然防止対策や増加する観光客等に対する円滑な入国審査を求める要請に的確に対応するため，あらゆる分野で**入管業務の高度化**を図っていく。



円滑化の要請

○ 訪日外国人旅行者数の急増

2013年に初めて1,000万人を超え，2015年には約1,970万人となり（2年でほぼ2倍），2016年についても約2,404万人（前年比22%増）と高ペースで推移

⇒ **審査待ち時間の縮減を図ることが必要**

厳格化の要請

○ テロの脅威の増大

【2015年】

- ・ シリアでの邦人殺害テロ事件 / ISILが日本国民を名指しして危害を加える旨放送（1月～2月）
- ・ パリでの連続テロ事件（11月）

【2016年】

- ・ ブリュッセルでの連続テロ事件（3月）
- ・ ダッカでのテロ事件（日本人7人を含む外国人等が犠牲）（7月）

⇒ **テロリスト等出入国管理上リスクの高い者の入国を確実に水際で防止することが必要**

円滑な入国審査について①

政府の方針

○明日の日本を支える観光ビジョン(H28.3.30決定)

- ・ 訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人、2030年に6000万人に
- ・ 訪日クルーズ旅客を2020年に500万人へ
- ・ 世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、革新的な出入国審査を実現するための取組を実施

○日本再興戦略2016(H28.6.2閣議決定)

- ・ 我が国への出入国を迅速かつ円滑・快適に行えるよう、CIQに係る必要な物的・人的体制の整備を進める。

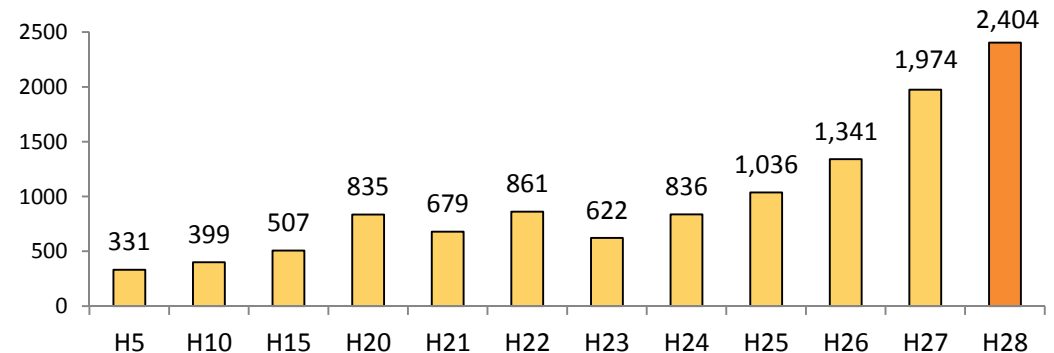
○観光ビジョン実現プログラム2016

(H28.5.13観光立国推進閣僚会議決定)

- ・ 空港での入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。

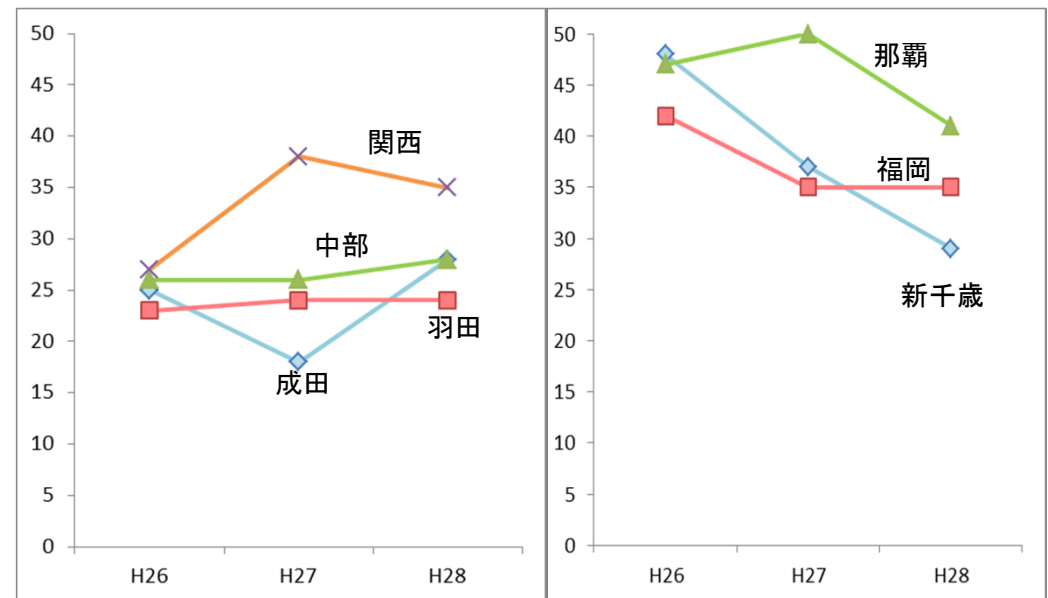
(万人)

訪日外国人旅行者数



※出典: H20~H28についてはJNTO(日本政府観光局)

主要7大空港における平均最長審査待ち時間(分)の推移



出入国審査の流れ



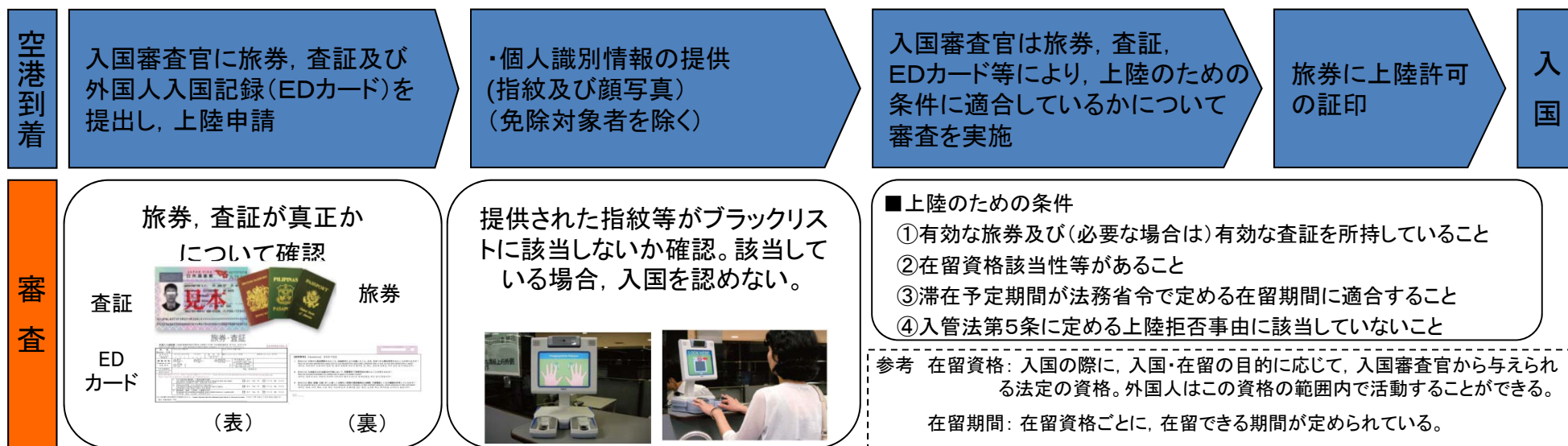
法務省
Ministry of Justice

○出入(帰)国における空港等での手続

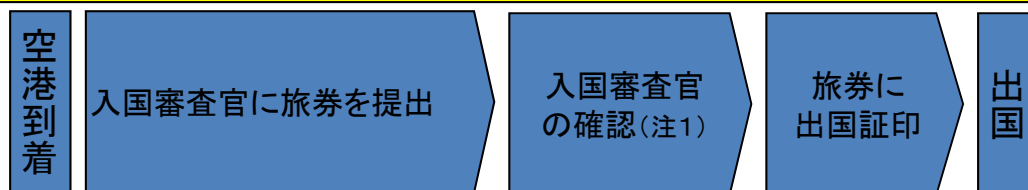
外国人の出入国・・・ 入国時に審査を, 出国時にその確認を行う。

日本人の出帰国・・・ 出国時及び帰国時ともに, その確認を行う。

外国人の入国審査

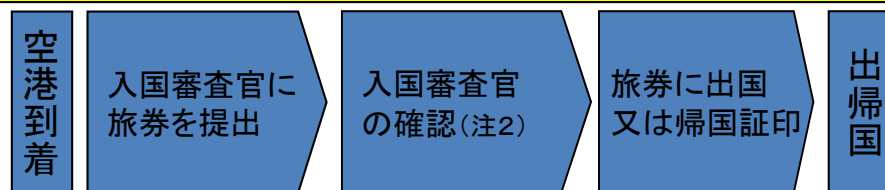


外国人の出国確認



(注1) 入国審査官は, 当該外国人が, 有効な旅券を所持し, 旅券の名義人と所持人が同一人であること及び出国確認留保の対象者ではないことなどを確認する。

日本人の出帰国確認

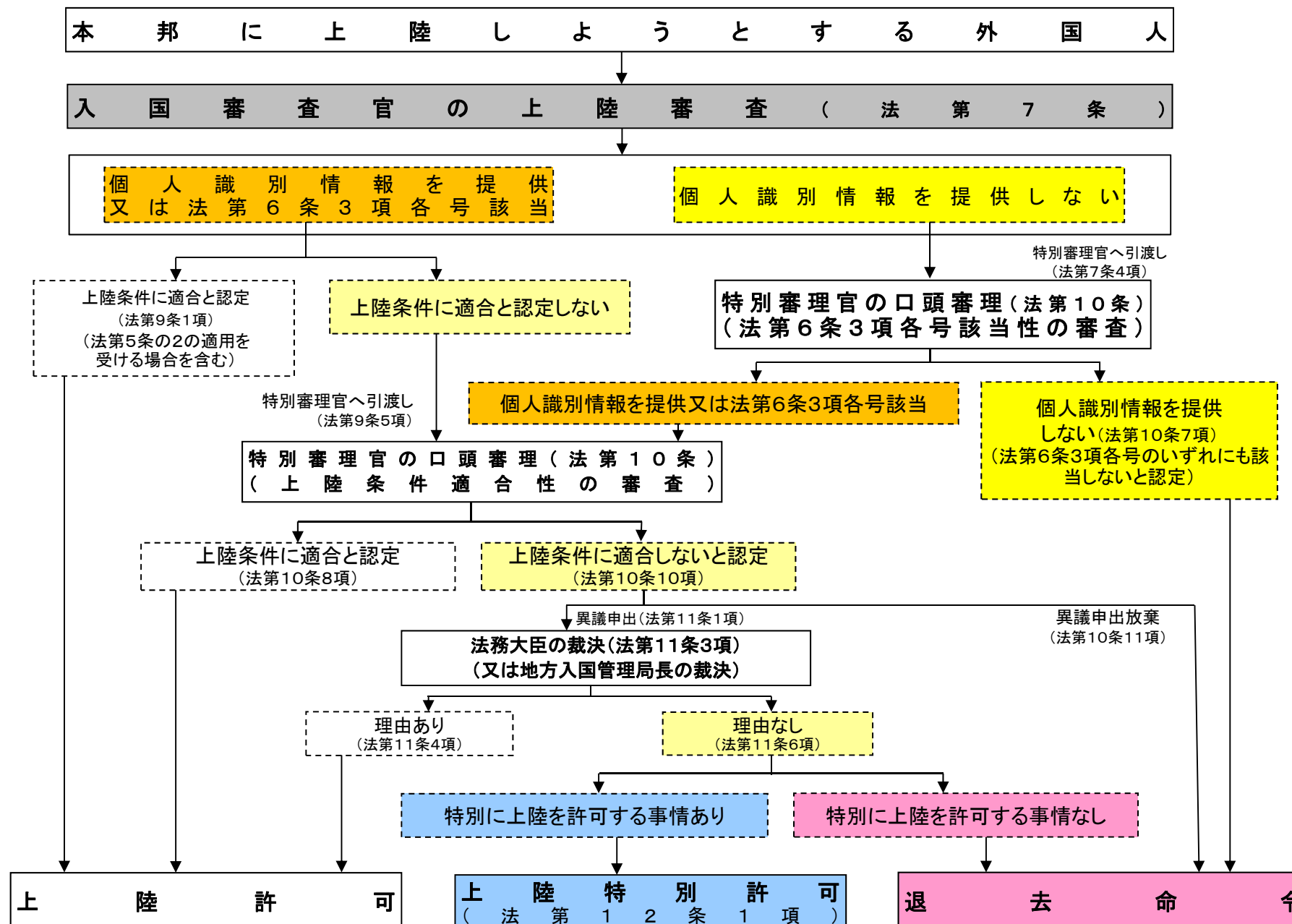


(注2) 入国審査官は, 日本人が, 有効な日本旅券を所持し, 旅券の名義人と所持人が同一人であることを確認する。

上陸審査の流れ



法務省
Ministry of Justice



個人識別情報による上陸審査



法務省
Ministry of Justice

- 平成19年11月、個人識別情報(指紋・顔写真)を利用した上陸審査開始
- 偽装指紋対策⇒個人識別情報取得装置の改修



指紋の提供



顔写真の提供

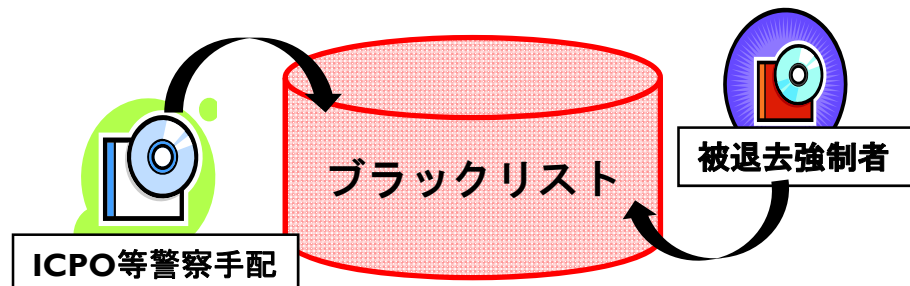
偽装指紋事例

- ・特殊なテープを貼り付ける
- ・指紋を削り取る手術を行う 等



個人識別情報取得装置の改修

- ・指紋や指の状態を入国審査ブース内のディスプレイで確認できるようにするなどのシステム改修を行った。



個人識別情報を活用した入国審査により上陸を認めなかった者

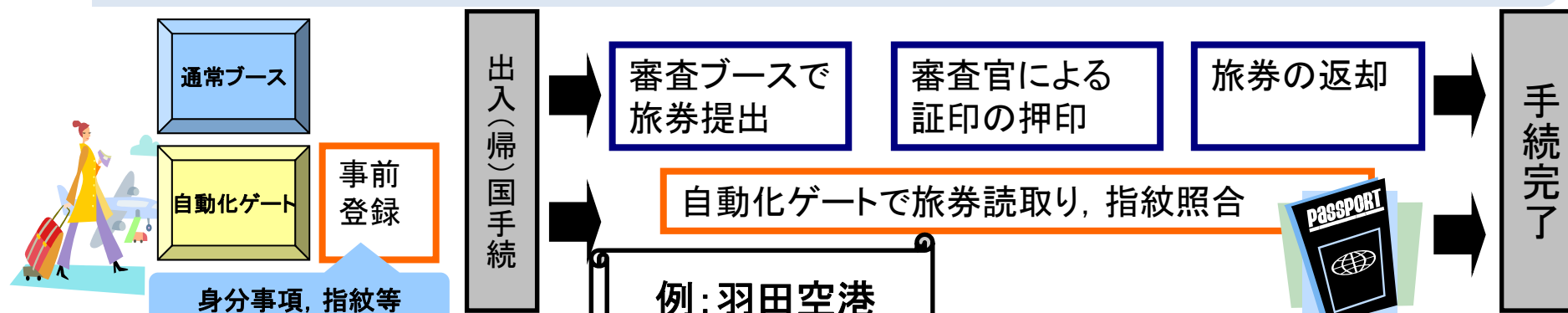
平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
746	848	958	1,240

自動化ゲートによる出入（帰）国審査手続



法務省
Ministry of Justice

- 平成19年11月，日本人・在留外国人の出入（帰）国手続の簡素・円滑化を目的として導入
- 成田空港，関西空港，中部空港，羽田空港に設置



- ①パスポートリーダで旅券読取り
- ②指紋スキャナで指紋照合
- ③ゲートオープン

自動化ゲート登録者数

登録年	日本人	外国人	合計
2014	119,466	10,218	129,684
2015	165,389	16,042	181,431
2016	196,926	18,765	215,691

自動化ゲート利用者数

利用年	日本人				外国人				合計			
	上陸	出国	小計	対前年同期増減率 (%)	上陸	出国	小計	対前年同期増減率 (%)	上陸	出国	小計	対前年同期増減率 (%)
2014	674,595	895,728	1,570,323	28.3	52,046	68,188	120,234	22.5	726,641	963,916	1,690,557	27.8
利用率(%)	4.4	5.9	5.1		3.3	4.2	3.7		4.3	5.7	5.0	
2015	871,412	1,177,530	2,048,942	30.5	80,279	100,755	181,034	50.6	951,691	1,278,285	2,229,976	31.9
利用率(%)	5.9	8.0	6.9		4.7	5.7	5.2		5.8	7.7	6.8	
2016	1,059,136	1,441,277	2,500,413	22.0	112,849	139,032	251,881	39.1	1,171,985	1,580,309	2,752,294	23.4
利用率(%)	6.9	9.3	8.1		5.9	7.0	6.5		6.7	9.1	7.9	

円滑な入国審査について②

これまでの取組

- 1 入国審査官の増員(平成27年度294人(同年7月及び12月の緊急増員分を含む), 平成28年度224人(同年9月の緊急増員分を含む), 平成29年度(予算案)223人)
- 2 バイオカードの導入(入国審査待ち時間を活用して個人識別情報を事前取得するもの。平成28年10月に関西空港, 高松空港, 那覇空港で導入, 平成28年度補正予算により成田, 中部ほか10空港に拡大予定)
- 3 自動化ゲートの導入(平成19年11月に成田空港に設置以降, 同21年9月に中部空港及び関西空港に, 同22年10月には羽田空港にも設置され, 平成27年度末までに全国に70台設置されている。)
- 4 TTP(トラステッド・トラベラー・プログラム)の導入(頻繁に来日する外国人のうち出入国管理上のリスクが低い者(トラステッド・トラベラー)を自動化ゲートの対象とするもの。平成28年11月導入)
- 5 上陸審査ブースの増設(平成27年度54ブース, 平成28年度55ブース)
- 6 上陸審査場の案内の充実(上陸審査手続の案内や誘導等を行う審査ブースコンシェルジュの配置)

更なる円滑化対策強化の必要性

- ①訪日外国人旅行者数の急増
- ②2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

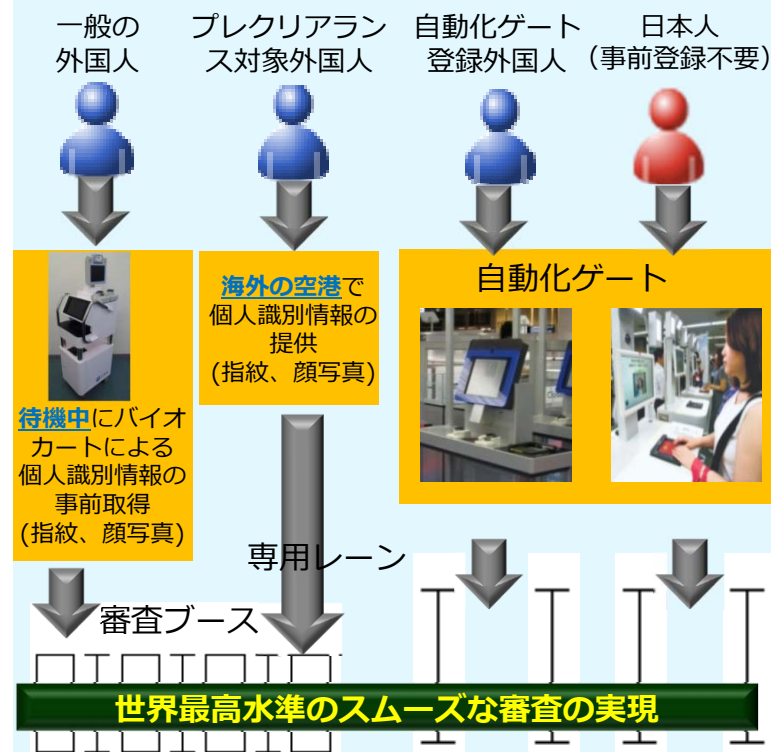
今後の取組

- 1 入国審査官の増員
- 2 上陸審査ブースの増設
- 3 プレクリアランスの実現(出発地空港で個人識別情報を事前取得し, 入国時の手続を簡素化するもの。平成30年度以降の早期運用開始を目標)
- 4 自動化ゲートの利用拡大
 - (1)日本人出帰国手続への顔認証技術の導入(平成29年度先行機導入, 平成30年度本格導入)
 - (2)外国人の出国確認における自動化ゲートの利用拡大の検討(個人識別情報を活用するもの。平成30年度以降早期の導入目標)
- 5 上陸審査場の案内の充実
引き続き審査ブースコンシェルジュを活用

目指すべき将来像

<入国審査場(イメージ図)>

世界初の入国審査パッケージの導入



※外国人の出国時においても、個人識別情報を活用し、自動化ゲートの利用によるスムーズな出国手続を実現

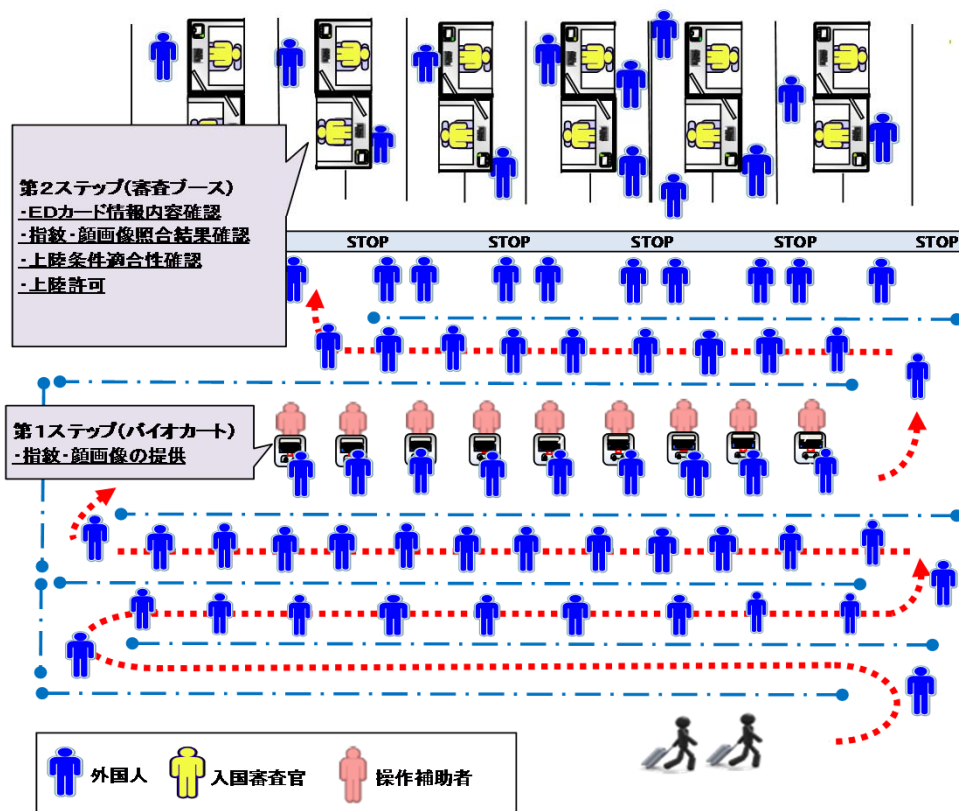
上陸審査場における個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供手続迅速化（バイオカートの導入）

現状

「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（2016年3月）において、2020年の訪日外国人旅行者数の目標が4,000万人、2030年の目標が6,000万人と定められたことに鑑みると、訪日外国人旅行者数の増加の勢いは今後一層加速していくことが予想される。

バイオカート導入後の上陸審査場イメージ

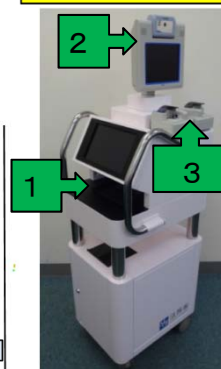
個人識別情報の提供を前倒し→審査の円滑化



目的・効果

審査待ち時間を20分以内とする目標を達成するため、審査待ち時間を利用して、個人識別情報を事前取得する「バイオカート」を導入する。
これにより、**入国審査官による審査時間が従来の3分の2程度に短縮でき**、審査待ち時間の短縮につながるもの。

バイオカート導入後の審査手順



(第1ステップ)

- ① 操作補助者が、バイオカートの横(1の前)に位置し、上陸申請者をバイオカートの正面(2及び3の前)に誘導する。
- ② 操作補助者が、上陸申請者の旅券情報を旅券リーダーで読み込ませ、上陸申請者が個人識別情報を提供する際の操作補助を行う。

(第2ステップ)

- ① 入国審査官は、個人識別情報の照合結果を確認するとともに、入国目的等を聴取するなどし、所要の審査手続を進める。
- ② 上陸条件適合性を確認の上、上陸許可等する。

- 1 旅券リーダー
- 2 顔写真撮影用カメラ
- 3 指紋読取用スキャナ

バイオカート導入空港

平成28年10月(10月1日から試行運用、10月7日から本格運用)

関西空港、高松空港及び那覇空港

今後

平成28年度補正予算において、成田空港等12空港(注)に導入するための予算措置がなされており、これらの空港へ可能な限り早期に導入予定。

(注)バイオカート導入予定空港

新千歳、旭川、成田、小松、静岡、中部、広島、福岡、佐賀、熊本、宮崎及び鹿児島空港

トラステイド・トラベラー・プログラム①



法務省
Ministry of Justice

概要

従来、日本人及び再入国許可等により出入国する外国人に限られていた自動化ゲートの利用対象者について、外国人旅行者のうち、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人ビジネスマン等を「信頼できる渡航者(トラステイド・トラベラー)」と認め、新たにその対象者としたもの

対象者要件※

- ① 今後、短期滞在で上陸しようとする者であること
- ② 我が国への渡航歴が**法務省令で定める回数**以上であること
→ 利用希望者登録のために出頭する日以前1年以内に2回以上
- ③ 過去に退去強制や出国命令による出国歴がないこと
- ④ その他**法務省令で定める要件**に該当する者であること
→ 以下のいずれにも該当すること
 - ア 我が国が査証を免除している一定国の旅券を所持する外国人であること
 - イ 次のいずれかに該当すること
 - (i) 我が国又はアで定める一定国の公的機関、上場企業などに1年以上所属している者
 - (ii) 我が国の公的機関又は上場企業と業務上の関係を有し、反復して来日する必要がある者として、当該公的機関又は上場企業から、希望者登録の要望がなされている者
 - ウ 国内外で罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと
 - エ 出入国の管理上特に不相当と認められる事情がないこと

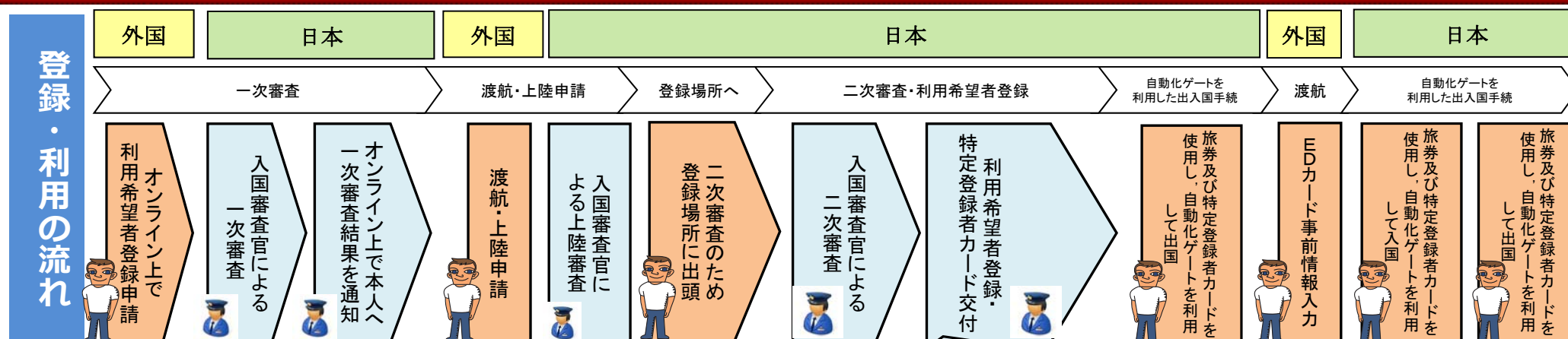
省令で規定

※入管法第9条第8項第1号ハ

対象者要件の特例（告示で規定）

アメリカ合衆国のグローバル・エントリー・プログラムの登録を受けている同国国民については、対象者要件④ア及びイの要件を課さない。

トラスティド・トラベラー・プログラム②



運用状況

- 利用希望者登録申請総数 5,179件
 - ・ 利用希望者登録 112件
 - ・ 審査中 1,086件
(うち、一次審査許可件数 254件)
 - ・ 不許可・取下げ 3,981件
- ※平成29年2月28日現在

今後

平成28年3月にまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年までに対象者を外国人観光客等までに拡大することを目指すこととされたことを踏まえ、実施状況を検証した上で対象者の拡大について検討予定

プレクリアランスの再開



法務省
Ministry of Justice

プレクリアランス休止

- ・平成17年5月から平成21年まで韓国及び台湾で新規入国外国人を対象に実施。
- ・平成19年11月の個人識別情報の提供義務化により到着空港で個人識別情報の提供が必要となり、審査時間の短縮効果が薄れたことから、平成21年度の財務省予算執行調査の結果「本事業については、廃止を含めた見直しを検討すべき。」と指摘され、平成21年11月に運用を停止した。

訪日外国人の
増加に伴う
待ち時間の増加

プレクリアランス再開

- 観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016（平成28年5月13日観光立国推進閣僚会議決定）
- ・「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指す」
 - ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の2017年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

海外国際空港



日本



入国審査官を派遣



入国審査官の業務 （プレクリアランス業務）

- 1 同一人性確認
 - 2 旅券の有効性確認
 - 3 EDカード内容点検
 - 4 指紋及び顔写真の取得
 - 5 要注意人物の確認
 - 6 プレクリアランス認証
- 対象者
・在留資格「短期滞在」該当者

効果

到達空港における上陸審査手続の大半をプレクリアランス業務で行うので、上陸審査時間が短縮

大幅な上陸審査
待ち時間の短縮



入国審査官による 上陸審査の実施



入国審査官の業務 （上陸審査業務）

- 1 同一人性の確認・顔写真の確認
- 2 プレクリアランス認証の確認
- 3 EDカードの回収
- 4 上陸許可証印の押印

日本人の出帰国手続における顔認証技術の導入について



法務省
Ministry of Justice

現状

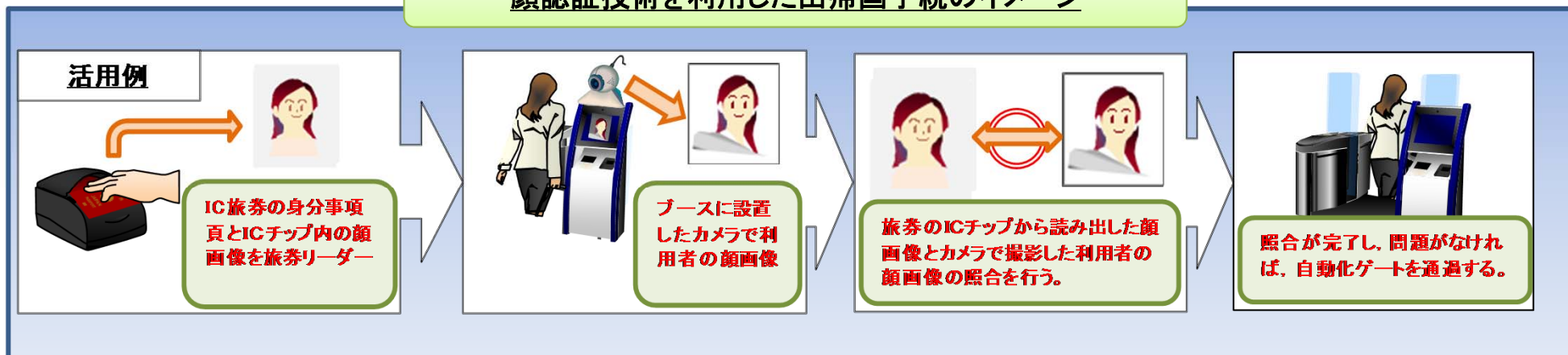
現行の自動化ゲートでは事前登録手続(指紋の登録)が必要

- 日本人の自動化ゲート(成田, 羽田, 中部及び関西の各空港に配備)の利用が低迷
- 自動化ゲートが設置されている空港で出帰国手続を行った日本人の利用率は8パーセント(平成28年)

対応策

- 旅券のICチップに記録されている顔画像と空港内で撮影した顔画像との照合により同一人性の確認を行い, 同一人と認められた場合, 自動化ゲートを通過することを可能とする事前登録手続が不要な自動化ゲートの設置
- 平成29年度に一部の空港で試行運用予定。
平成30年度中の主要空港へ配備予定。

顔認証技術を利用した出帰国手続のイメージ



効果

- ◆ 顔認証による自動化ゲートを導入することにより, 事前の利用希望者登録手続が不要となり, 自動化ゲートの利用者を飛躍的に増加させることができるものと考えられる。
- ◆ 顔認証による自動化ゲートを新たに導入することで, 日本人の出帰国手続の合理化により生じた入国審査官の余力を外国人の出入国審査に充てることによってその円滑化を図る。

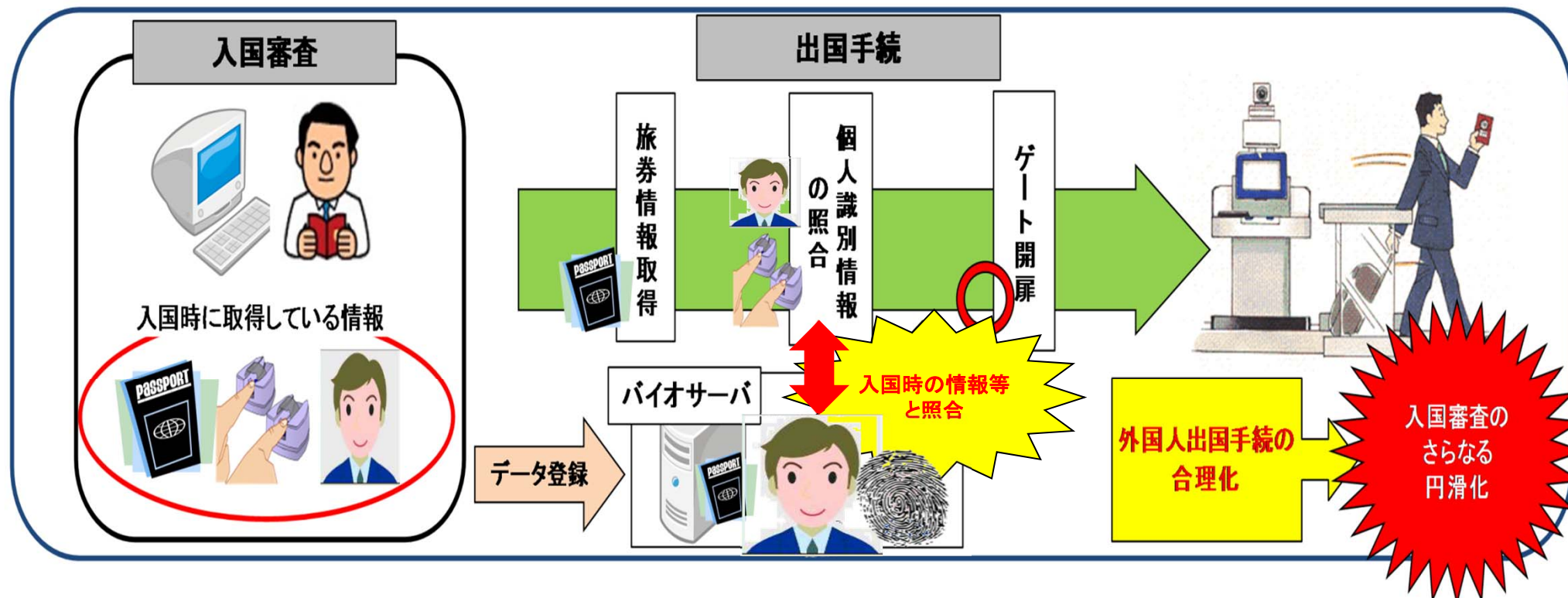
外国人の出国手続における自動化ゲートの利用拡大



法務省
Ministry of Justice

- 2020年に4,000万人等の目標達成のため、自動化ゲートの利用者を外国人の出国手続にも拡大し、これによって生じた入国審査官の余力を入国審査に充てることにより、入国審査のさらなる迅速化を図る。
- 具体的には、入国審査時に取得した個人識別情報又はICチップ内の個人識別情報と出国時の個人識別情報を照合することにより、事前登録することなく出国時の自動化ゲートの利用を可能とする。

自動化ゲートのフロー

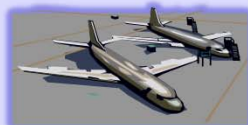


入国審査待ち時間の計測について



法務省
Ministry of Justice

入国審査待ち時間に関する計測方法



① 到着便スポット・イン

最寄りの入国審査場までの移動時間



② 入国審査場

入国審査待ち時間



③ 入国審査・上陸許可



【到着便の入国審査待ち時間】＝ ③ 上陸許可時刻 － （① 到着便のスポット・イン時刻 ＋ ② 入国審査場までの移動時間）

入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】 上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客

（注）「留学」や「日本人の配偶者等」など中長期にわたり日本に在留することが予定されている方や、再入国許可により入国する方等は含まない。）

【計測方法】 全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

【入国審査待ち時間20分以内の達成率】＝
$$\frac{\text{入国審査待ち時間20分以内に在留資格「短期滞在」で上陸許可を受けた者の総数}}{\text{在留資格「短期滞在」で上陸許可を受けた者の総数}}$$

最長入国審査待ち時間に関する計測方法

【計測対象者】 上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客

（注）「留学」や「日本人の配偶者等」など中長期にわたり日本に在留することが予定されている方や、再入国許可により入国する方等は含まない。）

【計測方法】 到着便ごとの計測対象者80%に対する上陸審査時間に、残りの20%の同対象者を加算するため8分の10を乗じ、最長の上陸審査時間が発生した到着便を全国の空港（ターミナル・審査場ごと）ごとの最長審査待ち時間（推計値）とする

【最長入国審査待ち時間（推計値）】＝ 在留資格「短期滞在」で上陸許可された者が80%に達した時点における入国審査待ち時間 × $\frac{10}{8}$

成田空港（〇月〇日）
【入国審査待ち時間20分以内の達成率】 87%
【最長入国審査待ち時間】 39分（〇時〇分）



成田空港はピーク時に39分待つこともあるけど、乗客の87%は20分以内に終了しているのでスムーズみたいだな！

入国管理局における水際対策

現行の主な水際対策

- 個人識別情報（顔写真、指紋）を活用した入国審査
- 船舶等の長に対する乗員・乗客情報（API）の事前報告義務
- 航空会社に対し、PNR（乗客予約記録）の報告を求めることができる制度の導入
- 国際刑事警察機構（ICPO）紛失盗難旅券データベースを活用した審査の実施
- 海港及び沿岸地域におけるパトロールの強化、臨船サーチの実施
- 空港の直行通過区域におけるパトロールの実施 等

水際対策の強化

○ 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）及び「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）等を踏まえテロリスト等出入国管理上リスクの高い者の入国を水際で阻止

PNRの分析・活用の高度化

- 平成28年1月からPNRの電子的取得を開始し、更なる情報分析・活用の高度化
- ※ PNR（乗客予約記録）：航空券の予約をした者の身分事項、座席の番号や同行者の有無といった予約の内容、携帯品や搭乗手続に関する事項を記録したもの

バイオメトリクスシステム顔画像照合機能の活用の強化

- 平成28年10月からテロリスト等の発見をより確実に行うため、入国審査等における顔画像照合機能の活用の強化



インテリジェンス機能の強化

- 平成27年10月、情報収集・分析の中核組織として出入国管理インテリジェンス・センターを設置し、情報分析の専門的知識を有する職員を配置
- 国内外関係機関と連携する等入国管理局の情報収集機能の更なる向上及び高度な分析の実施により、テロリスト、不法滞在・偽装滞在のおそれのある者を確実に発見、入国阻止

水際対策のための出入国管理体制の強化

- 人的・物的基盤の整備・強化等に努め、セカンダリ審査（2次的審査）体制の強化、偽変造文書対策の強化等を図る。



出入国管理インテリジェンス・センターについて



法務省
Ministry of Justice

出入国管理インテリジェンス・センターの役割・体制

- 出入国管理における情報収集・分析に係る中核組織として設置。情報を活用したテロ対策、不法滞在者・偽装滞在者対策を推進
- 平成27年10月設置、職員数20人

出入国管理インテリジェンス・センターの業務内容

- 情報収集・・・国内外の関係機関からの情報収集・情報共有の枠組みの構築
- 情報分析・・・PNR(乗客予約記録)・個人情報・所属機関情報等、当局が保有する情報を総合的に分析・リスク評価し、地方入国管理官署に情報提供
- 鑑識・・・文書、指紋及び顔画像の鑑識の実施についての情報収集等

出入国管理インテリジェンス・センターにおける業務実施状況

テロ対策

- 〔関係機関との連携〕 ● 警察、外務省等の国内関係機関や外国入国管理当局等との情報連携の推進
- 〔PNRの活用〕 ● PNR(乗客予約記録)の電子的報告の推進(平成28年1月～)
- PNR等の情報を活用し、テロリスト等を水際で確実に発見し、入国を未然に防止
- 〔顔画像照合〕 ● 国内外の関係機関からテロリスト等の情報・顔画像を収集し、入国審査に活用
- 上陸審査における顔画像照合の実施(平成28年10月～)



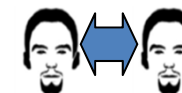
不法滞在者・偽装滞在者対策

- 〔情報の活用〕 ● PNR(乗客予約記録)の電子的報告の推進(平成28年1月～)
- PNR、雇用状況届出情報等の情報を活用し、在留外国人の在留状況を的確に把握するとともに、不法就労者等の不法滞在者・偽装滞在者の発見
- 〔関係機関との連携〕 ● 警察等関係機関との情報連携の推進



旅券等文書、指紋及び顔画像鑑識

- 偽変造旅券等文書の傾向に係る情報の収集
- 旅券等文書、指紋及び顔画像鑑識に係る最新情報の収集等



- ✓ 情報を活用した円滑な入国審査と厳格な入国管理の実現
- ✓ 情報を活用した在留外国人の在留状況の的確な把握、不法滞在者等の発見
- ⇒ 国内の安全・国民の安心を確保し、外国人と共生できる社会の実現



上陸審査時における顔画像照合の実施



法務省
Ministry of Justice

<実施の背景>

- 国際テロ情勢が一段と深刻化
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

→ テロの未然防止のための水際対策の一層の強化が必要

<入国管理局における顔画像の活用状況>

顔画像しか情報を持っていないテロリスト等について上陸審査時に提供を受けた顔写真と照合して発見することができない

「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」
(平成27年5月29日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

3 水際対策の強化

(1) 地方空港も含めた人的・物的基盤の整備・強化等による出入国管理体制の強化等

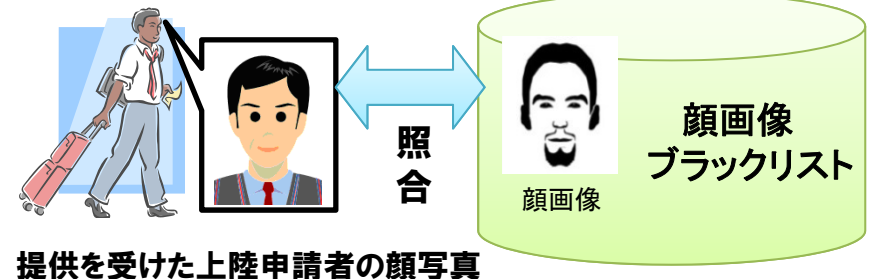
法務省は、厳しいテロ情勢や入国者の増加を踏まえ、
(中略) 関係省庁との連携の下、顔画像照合機能の活用の強化を検討する。

上陸審査時における顔画像照合の実施

目的 テロリスト等の入国を水際で阻止

全国の空海港において、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真と、テロリスト等の顔画像の照合を実施(平成28年10月17日から)

全国の空海港



テロリストの発見・
入国阻止

クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化



法務省
Ministry of Justice

制度の概要

【船舶観光上陸許可(平成27年1月1日施行)】

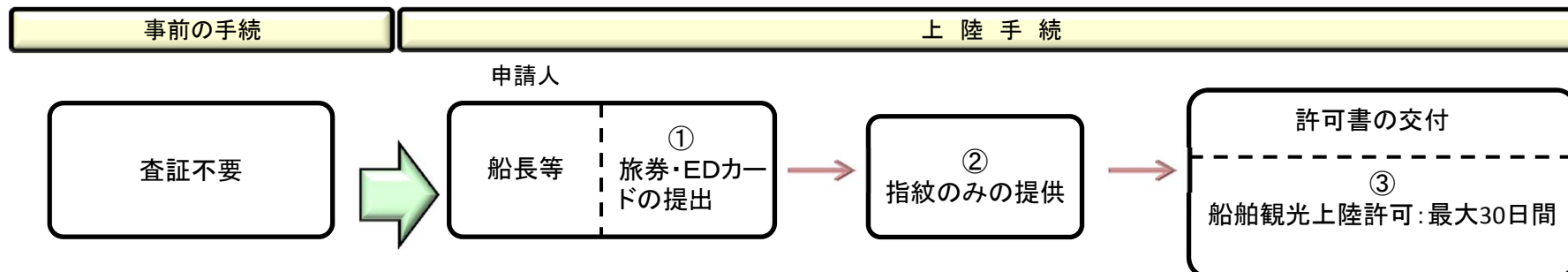
法務大臣が指定するクルーズ船(指定旅客船(注))の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める特例上陸許可制度
⇒指定旅客船に乗っている外国人が、観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間7日(本邦内の寄港地が1か所の場合)又は30日を超えない範囲内で上陸を許可
(注)平成29年3月1日現在、33隻

現状

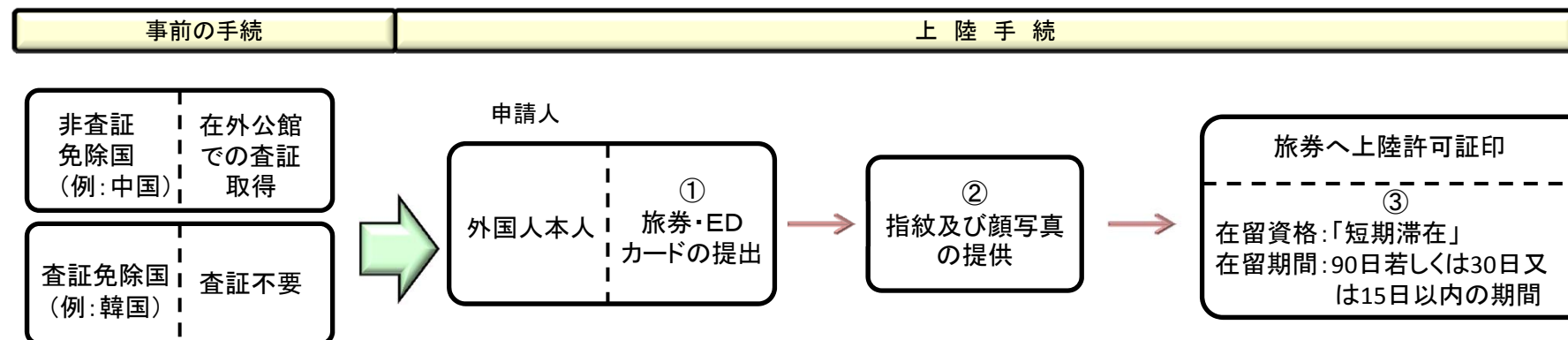
平成28年におけるクルーズ船外国人入国者数(約1,992,400人)のうち船舶観光上陸許可者数は約97%(約1,936,500人)(注)
(注)船舶観光上陸許可以外の外国人入国者は、フライ・アンド・クルーズ(短期滞在に係るみなし再入国許可)及び日本発着のクルーズ船乗客等である。

一般上陸許可との比較

船舶観光上陸許可



一般上陸許可(観光目的)



外国人入国者のクルーズ船利用割合と貢献度について



法務省
Ministry of Justice

外国人入国者のクルーズ船の利用割合等

クルーズ船外国人入国者数

- 外国人入国者数は年々増加しているところ、クルーズ船を利用して日本に入国する割合についても年々増加している。

	①外国人入国者数 (人) (全体) (注1)	(クルーズ船)		割合 (②/①)
		②外国人入国者数(人) (注1)	うち 船舶観光上陸許可 者数(人)	
平成26年	14,411,000	416,000	—	2.89%
平成27年	20,781,000	1,116,000	1,072,000	5.37%
平成28年	25,178,200	1,992,400	1,936,500	7.91%

(注1) 一般上陸許可と特例上陸許可(乗員を除く。)の合計である。

(注2) 平成28年の①外国人入国者数については、速報値。

【(参考)港別クルーズ船外国人入国者数(平成28年)】

港名	外国人入国者数	
		うち 船舶観光上陸許可者数
博多港	786,100	781,300
長崎港	444,400	431,800
那覇港	260,300	258,800
石垣港	107,700	107,300
鹿児島港	102,600	98,300
その他	291,300	259,000
合 計	1,992,400	1,936,500

入国管理局の対応

制度の実施状況

- 入国管理局におけるクルーズ船の入国審査時間(導入前・導入後)
(入国者数上位3港)

○ 博多港

	乗客数	審査官数	一隻あたり審査 時間(分)
制度導入前(平成26年)	1,642	12	151
制度導入後(平成27年)	2,439	10	84
対前年比	797	▲2	▲67

○ 長崎港

	乗客数	審査官数	一隻あたり審査 時間(分)
制度導入前(平成26年)	1,840	19	187
制度導入後(平成27年)	2,863	12	100
対前年比	1,023	▲7	▲87

○ 那覇港

	乗客数	審査官数	一隻あたり審査 時間(分)
制度導入前(平成26年)	2,208	14	140
制度導入後(平成27年)	2,234	10	95
対前年比	26	▲4	▲45

(注1) 審査時間は、最初の乗客の入国審査開始から最後の乗客の入国審査終了までの時間。

(注2) 平成27年の数値はいずれも乗客数1,000人以上の船舶における平均値(ターミナル設置港による審査)。

(注3) 大型クルーズ船の乗客用の下船口は1か所～3か所のみであり(ただし、ほとんどのクルーズ船については、1か所のみ使用)、数千人の乗客が下船するだけでも数十分を要している。

(注4) 海港における入国手続には、検疫・入国管理局による入国審査・税関による検査があり、それ以外に、乗客の下船時に船舶会社が乗客の下船確認手続を行っている。